

# セラトピア通所リハビリテーション事業所

## 1 割負担の利用料に関する説明書（平成 27 年 4 月 1 日より）

### 通所リハビリテーション利用料金（日額）

	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 8 時間未満
要介護 1	316 円	330 円	426 円	536 円	697 円
要介護 2	346 円	384 円	500 円	638 円	839 円
要介護 3	373 円	437 円	573 円	741 円	982 円
要介護 4	402 円	491 円	646 円	842 円	1,124 円
要介護 5	430 円	544 円	719 円	944 円	1,226 円

### 加算料金

加算項目	利用料金	備考
入浴加算	50 円 / 回	入浴利用の場合
リハビリテーションマネジメント加算 ( )	230 円 / 月	月 4 回以上実施の場合
リハビリテーションマネジメント加算 ( )	1,020 円 / 月	開始月から 6 月以内
	700 円 / 月	開始月から 6 月超
短期集中個別リハビリテーション実施 加算	110 円 / 回	退院（所）日又は認定日から起算して 3 月以 内
生活行為向上リハビリテーション実施 加算	2,000 円 / 月	開始月から 3 月以内
	1,000 円 / 月	開始月から 3 月超 6 月以内
生活行為向上リハビリテーション実施 加算継続減算	15/100	生活行為向上リハビリテーション終了後の 翌月から 6 月間に限り減算
認知症短期集中リハビリテーション実 施加算 ( )	240 円 / 日	退院（所）日又は通所開始日から起算して 3 月以内、週 2 回を限度
認知症短期集中リハビリテーション実 施加算 ( )	1,920 円 / 月	退院（所）日又は通所開始日から起算して 3 月以内、1 月につき 4 回以上
社会参加支援加算	12 円 / 日	算定要件に適合した場合
若年性認知症利用者受入加算	60 円 / 日	若年性認知症利用者に対し加算
栄養改善加算	150 円 / 日	月 2 回を限度
口腔機能向上加算	150 円 / 日	月 2 回を限度
重度療養管理加算	100 円 / 日	厚生労働大臣が定める状態にあり、「要介護 3,4,5」に限る
送迎を行わない場合	47 円 / 片道	事業所が送迎をしない場合の片道減算
サービス提供体制強化加算 ( )イ	18 円 / 日	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が 50%以上
理学療法士等体制強化加算	30 円 / 日	1 時間以上 2 時間未満の利用の場合
中重度者ケア体制加算	20 円 / 日	要介護 3 以上の利用者の占める割合が 30% 以上
介護職員処遇改善加算 ( )	ご利用合計額の 1,9%	

### 食事の提供に要する費用

食 費	昼食（おやつ含む）500 円
-----	----------------

### その他の料金

おむつ代	実費相当額
理美容代	2,000 円～3,000 円程度